

お知らせ

海技免状更新講習

■講習日時／5月27日(日)

講習開始午後1時30分

■場所／久賀総合センター

■持参品／

海技免状、本籍記載の住民

票1通、ボールペン、認印、

写真(4.5×3.5センチ

メートル2枚、海技士は3

×3センチメートル)

■料金／

小型 7500円

(小型実効16550円)

大型 8400円

送料別途必要

■問い合わせ／

(社)中国船舶職員養成協会

☎082(255)8705

「道路整備の中期計画作成に向けて」のアンケートにご協力ください

今後の道路整備の姿を示す中期計画を作成するため、国土交通省では都道府県と協力して、今後の道路政策についてアンケート調査を実施します。詳しくは、

○ホームページ

http://www.douro-keikaku.jp/

○または電話

☎03(5253)8111

(内線37384)までお問い合わせください。

不正大麻・けし撲滅運動の実施について

5月1日から6月30日までの2カ月間「不正大麻・けし撲滅運動」が全国一斉に展開されます。

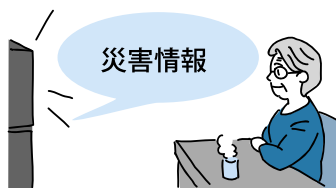
大麻の中で、乱用されて社会問題となるのが、けしから取れるアヘンやモルヒネです。けしの中でも、「おにげし」や「ひなげし」などは、麻薬成分を含んでおらず観賞用として植えてもよいのですが、「セティゲルム種」「ソム

災害情報をいち早くキャッチ!

土砂災害警戒情報の発表  
(平成19年6月1日より開始)

大雨による土砂災害の恐れがあるときに、住民の自主避難の参考となるよう、山口県と下関地方気象台が共同で発表する新たな防災情報です。テレビ放送のほか気象庁のホームページでも見ることができます。

◆問い合わせ／山口県砂防課  
☎083(933)3754



ニフェルム種」のけしや「ハカマオニゲシ」は麻薬成分を含んでおり、勝手に植えてはいけません。また、大麻(あさ)も麻酔性の成分を含んでいるため、勝手に植えることはできません。

なお、平成18年度は、期間中に県下166カ所において62353本もの植えてはいけなけしが発見されました。

大麻、植えてはいけなけしを発見したときや見分け方が分からないときは、最寄の健康保健センター(環境保健所)または警察署に連絡してください。

■問い合わせ／  
柳井健康福祉センター  
☎0820(22)3631

警察署だより

火災報知器の設置や消火器点検を口実にした悪質商法に注意!

改正消防法

～平成18年6月1日施行～  
火災報知器の設置  
○新築の一般住宅は、既に設置の義務あり。  
○既存住宅は、市町村条例により、平成23年6月1日までに設置する義務がある。

点検に来ました。

高齢者宅を訪問して



「一般の家庭にも火災報知器の設置が法律で義務付けられました。」などと説明し、契約書へのサインと高額な代金を請求、または「防火設備の点検」と言って、消火器を点検し、高額な代金を請求。

だまされないで!

おかしいと思ったら、すぐに大島警察署、または、最寄りの駐・交番にご相談ください。

◆大島警察署／☎72-0110

みんなで つくろう 安心大島